

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会

運営細則（改正案）

（目的）

第1条 この運営細則は、長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会会則に定める**規程に基づき東京同窓会の円滑なる運営を図るため**、同窓会会則に定めなき事項を定める。

（幹事）

第2条 **各卒業回期の幹事を2名以上の若干名**とし、各回期または会員の推薦に基づき選出する。

2. **幹事**の任期は2年とし、再任を妨げない。

3. **幹事は**、代表幹事とともに次条に定める各委員会に所属し、会の運営を行う。

（委員会）

第3条 **会務を積極的かつ円滑に進めるため**、下記委員会を設ける。

1. 委員会の構成

(1) 総務委員会（特命を含む）

(2) 財政委員会

(3) **総会支援委員会**

(4) **次世代委員会**

(5) **縣陵レディース委員会**

(6) 渉外委員会

(7) 広報委員会

(8) **メディア戦略推進委員会**

(9) **実行委員会**

(10) **会計委員会**

(11) 事務局

2. **各委員会は、事業年度開始時に、それぞれの事業計画及び年度予算を作成し幹事会に報告する。**

3. **各委員会は、事業年度末に、年度活動と決算書を作成し幹事会で報告する。**

（委員長）

第4条 各委員会の委員長は代表幹事があたり**幹事会**で選出する。

ただし、実行委員会委員長は母校愛のリレー当番学年会員の中から選出する。

（総務委員会）

第5条 総務委員会は、下記事項を推進する。

1. 代表幹事会及び幹事会の日程、議題を決定、場所を確保し、その**案内の発送を事務局に指示すること**

2. **幹事会の議事進行を行い、議事録を作成しホームページへ掲載すること**

3. 会員の慶弔に関する事項
4. 母校、本部同窓会、支部同窓会との連携に関する事項
5. 事業年度開始時に、各委員会からの新年度事業計画と予算案を取り纏めて事業計画書を作成し、幹事会で報告すること
6. 事業年度末に、各委員会からの年度活動報告と決算書を取り纏め、幹事会で報告すること
7. その他、総務事項に関する事項

(財政委員会)

第6条 財政委員会は、下記事項を推進する。

1. 本会の財政基盤確立のための企画と推進
2. 年会費、終身会費等の徴収に関して、金融機関に同窓会名義の口座を開設し、管理者を定めて口座管理を行うこと
3. 年会費、終身会費納付者リストの作成、管理に関する事項
4. その他、財政に関する事項

(総会支援委員会)

第7条 総会支援委員会は、下記事項を推進する。

1. 実行委員会と幹事会の調整、幹事会からの要望の伝達、同窓会としての承継事項の承継と実行委員会のサポート
2. 総会・懇親会計画・予算作成のサポートと確認及び幹事会への報告
3. 次世代委員会との連携に関する事項
4. その他、総会及び懇親会に関する事項

(次世代委員会)

第8条 次世代委員会は、下記事項を推進する。

1. 総会・懇親会実行委員回期を含む5年先若年会員など、次世代を担う層の新規開拓
2. 若手会員を開拓するためのイベント企画等に関する事項
3. 総会支援委員会、実行委員会との連携に関する事項
4. 母校生徒への情報提供に関する事項
5. その他、次世代委員会に関する事項

(縣陵レディース委員会)

第9条 縣陵レディース委員会は、下記事項を推進する。

1. 女性会員の同窓会活動への参加促進に関する事項
2. 総会・懇親会に関する女性会員の係わり方に関する事項
3. その他、女性会員に関する事項

(広報委員会)

第10条 広報委員会は、下記事項を推進する。

1. 会報「あがた」発行に関する事項

2. 会報の広告に関する事項
3. 実行委員会との調整に関すること
4. ホームページ、**縣陵コネクション**の維持管理及び活用促進に関すること
5. その他、広報に関すること

(メディア戦略推進委員会)

第11条 メディア戦略推進委員会は、下記事項を推進する。

1. ホームページの維持管理及び活用促進に関すること
2. 本会の活動に関し、取材、記事編集、掲載に関すること
3. 本会活動記録等をホームページに編集し保存すること
4. 各種メディアを活用して本会活動を会員に伝えること
5. 本会活動を新卒会員や次世代会員対象に伝える企画に関すること
6. その他、メディア戦略に関すること

(渉外委員会)

第12条 渉外委員会は、下記事項を推進する。

1. **長野県高等学校同窓会東京連合会、長野県中信地区高等学校同窓会東京連合会、在京他校同窓会**との連携に関する事項
2. 前項に関わる会員行事の参加促進に関する事項
3. **総会・懇親会来賓者**に関し**実行委員会との連携**に関する事項
4. その他、渉外に関する事項。

(実行委員会)

第13条 実行委員会は、下記事項を推進する。

1. **総会・懇親会に係わる企画、運営**に関する企画書を幹事会に提案し承認を得ること
2. **総会・懇親会執行**に当たり、**総会支援委員会**と連携し、その支援のもと各種調整を進めること
3. **松本同期生、恩師**とも交流を深め、次の実行委員長に引き継ぎを行うこと
4. **総会・懇親会の決算**をその年の9月末日で締め、決算報告書の監査を受け、総括報告を幹事会に提出すること
5. その他、**総会・懇親会**に関する事項

(会計委員会)

第14条 会計委員会は、下記事項を行う。

1. 幹事長及び各委員長からの請求による金銭の出納と記録
2. 総務・財務委員長と協力して、年度予算案を立案し、幹事会に提案すること
3. 総務・財務委員長と協力して、決算書を作成し幹事会の承認を得て、監事に提示して監査を受けること
4. 現金、出納帳、証拠書類等の閲覧が何時でも出来るような保管と管理
5. 特別会計、**総会・懇親会**会計の各資料すべての保管と管理

6. 諸会合の会費徴収等の会計事務

7. その他、会計に関する事項

(事務局)

第15条 事務局は、下記事項を推進する。

1. 会運営に関する事務全般に関すること
2. 名簿管理に関すること
3. 対外的受付窓口に関すること
4. 会員、幹事、代表幹事等への連絡、通知に関すること
5. 同窓会長印、金融機関届出印の管理に関すること
6. その他、事務局に関する事項

(監事)

第16条 監事は、下記事項を行う。

1. 本会計の監査は、会長より提出を受け、毎年4月中に実施すること
2. 会計監査の結果を会長に報告するとともに、総会において監査報告を行うこと
3. 必要に応じて代表幹事会に出席して会計に関する意見を述べること
4. 実行委員会より総会・懇親会の決算報告書を受け監査すること

(預貯金口座)

第17条 前第6条第2項に定める金融機関の口座については下記の通りとする。

1. 金融機関の口座の代表者は、財政委員長または財政副委員長のうち会長が指定する者とする
2. 金融機関の口座における本会の所在地を、前項により指定された代表者の住所とする
3. 前第1項により指定された代表者は、その口座の管理を行う

(名誉会長等の任期)

第18条 会則第18条に定める名誉会長、顧問、相談役、参与の任期については下記のとおりとする。

1. 本人からの申出により、役職を辞することができること
2. 顧問、相談役、参与については、代表幹事会、幹事会の案内を受けた後、2年間参加しなかった場合は、代表幹事会の決定を経て解職することができること

(細則の改廃)

第19条 本運営細則は、代表幹事の発議により、幹事会の承認を持って改廃することができる。

(附 則)

1. 本運営細則の発効は、平成9年6月13日とする。
2. 一部改正 平成12年6月10日

- 3.一部改正 平成 20 年 3 月 25 日
- 4.一部改正 平成 25 年 6 月 8 日
- 5.一部改正 平成 26 年 5 月 29 日
6. 一部改正 平成 27 年 6 月 13 日
7. 一部改正 令和 6 年 6 月 8 日

本運営細則を原本とする。

令和 6 年 6 月 8 日

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会
会長 久保田 昇子